

Business Certificate news

No.: TCCI-0030

Date: 2012年7月27日

ーゴルフ関連用品を輸出される際の原産国認定についてー

平成24年6月、当所発給済みの原産地証明を入手した関係者より、当所に対して、「適正な原産国認定が行われていない懸念がある」という趣旨の情報提供がございました。

申請者の皆様におかれましては、日頃より、当所への貿易登録時にご提出いただいた「貿易関係証明に関する誓約書」に則り、真実かつ正確な申請書類をご作成いただいているところでございますが、今般寄せられた情報に鑑み、下記の事項についてご留意お願い申し上げます。

記

1. 該当する輸出品目

ゴルフ関連用品

2. お願いしたいこと

当該品目の原産国認定の徹底

(必要に応じて、証拠書類・裏付け資料の提出依頼や、該当商品の製造者等への直接照会、商品の現物確認を行う場合がございます)

【ご参考】商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程より

<http://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/about/ab02.html>

(原産国の認定)

第7条 原産国の認定は、関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準に準じて行うものとする。この場合において、原産地証明書の発給を受けようとする物品の原産地について、申請者が判断することができない場合には、発給者または税関等関係機関に事前に相談および指導を求めるものとする。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

[本件連絡先] 担当:山崎 (連絡先) 03-3283-7610

以上